

令和2年4月26日

保護者各位

岩手県立宮古高等学校長

臨時休業期間中における通信制生徒への注意喚起について

新型コロナウイルス感染防止を図るため、生徒の健康を確保しつつ、県立学校の一斉臨時休業の措置を講じることが岩手県教育委員会から通知されました。

つきましては、4月29日（水）から県立学校は臨時休業となりますので、以下内容についてご理解とご協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後の対応を変更する場合もあることを申し添えます。

記

- 1 一斉臨時休業措置により、学校は4月29日（水）から5月6日（水）までの期間を休業とします。
- 2 臨時休業の趣旨をご理解のうえ、生徒は原則自宅で過ごし、レポート課題等に取り組み、不要不急の外出を控えるようにしてください。
- 3 検温等の健康管理や「3つの密」を避けるなど感染防止の取組を行った上で、個人での散歩やジョギングなど適度な運動は構いません。
- 4 休日等において、生徒またはご家族がPCR検査を受ける、または感染が疑われるような場合、あるいは濃厚接触者になった場合などは学校に連絡をお願いします。
- 5 休日は、留守番電話で対応しますので、次の電話番号にメッセージを残していただきますよう、よろしくをお願いします。

(通信制職員室) 0193-63-7428